

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		平成30年度 第1回豊島区防災会議
事務局(担当課)		総務部防災危機管理課 電話3981-1111 内線2578
開催日時		平成31年3月27日(火) 14:00~15:30
開催場所		会議室507~510
公開の 可否	会 議	■公開 □非公開 □一部非公開 傍聴人数 0人
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会 議 録	■公開 □非公開 □一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	会 長	豊島区長
	委 員	<p>《都知事部局》 建設局第四建設事務所長 交通局巢鴨駅務管区長(欠席) 水道局中央支所長(代理) 下水道局北部下水道事務所長</p> <p>《警視庁》 警視庁第五方面本部長(代理) 警視庁巢鴨警察署長(代理) 警視庁池袋警察署長(代理) 警視庁目白警察署長(代理)</p> <p>《東京消防庁》 第五消防方面本部長 豊島消防署長 池袋消防署長</p> <p>《消防団》 豊島消防団長 池袋消防団長</p> <p>《指定公共機関及び指定地方公共機関》 日本郵便株式会社豊島郵便局長(代理) 東日本旅客鉄道株式会社池袋駅副駅長 東日本電信電話株式会社東京北支店担当部長 東京ガス株式会社北部支店長(代理) 東京電力パワーグリッド株式会社大塚支社長 東武鉄道株式会社東武池袋駅管区長 西武鉄道株式会社池袋駅管区長 東京地下鉄株式会社池袋駅務管区長</p> <p>《公共的団体》 公益社団法人豊島区医師会会長(代理) 公益社団法人豊島区歯科医師会会長 公益社団法人豊島区薬剤師会会長(欠席) 豊島ケーブルネットワーク株式会社代表取締役社長(代理)</p> <p>《自衛隊》 陸上自衛隊第1師団第1普通科連隊第2中隊長</p> <p>《区議会》 豊島区議会議員7名(1名欠席)</p> <p>《自主防災組織・学識経験者等》 駒込第一町会会長 池袋四丁目町会会長(代理) 豊島区立中学校PTA連合会会長 社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会地域福祉推進課長 豊島防火女性の会会長 池袋防火女性の会会長(欠席) 豊島区民生委員・児童</p>

		<p>委員協議会会長 豊島区民生委員・児童委員協議会会長 崎第二地区会長 豊島区青少年育成委員会連合会会長 豊島区青少年育成委員会連合会副会長 特定非営利活動法人みみずくの杜理事長 特定非営利活動法人ひろば西池袋理事長 豊島区高齢者クラブ連合会会長 豊島区高齢者クラブ連合会女性委員長（欠席） 豊島区聴覚障害者協会会長 豊島家族会 社会福祉法人フロンティア特別養護老人ホーム養浩荘施設長 社会福祉法人清栄会特別養護老人ホームシオンとしま施設長 豊島建設防災連絡協議会 東京都マンション管理士会事務局長 明治大学研究・知財戦略機構研究推進員</p> <p>《区・区教育委員会》</p> <p>豊島区副区長 豊島区教育長 豊島区池袋保健所長 豊島区男女平等推進センター所長</p>
次	第	<p>1. 開会</p> <p>2. 議事 「豊島区地域防災計画（平成30年修正）について」</p> <p>3. 報告事項 （1）豊島区業務継続計画の改定について （2）平成30年6月大阪府北部地震に伴うブロック塀等の緊急対策について （3）土砂災害警戒区域の指定に伴う区の対応について （4）区立小中学校等体育館への冷暖房の設置について</p> <p>4. 情報交換</p>
配	布	<p>資料1 平成30年度 豊島区防災会議 委員名簿</p> <p>資料2 豊島区地域防災計画平成30年修正（案）新旧対照表</p> <p>資料3 豊島区業務継続計画の改定について</p> <p>資料4 平成30年6月大阪府北部地震に伴うブロック塀等の緊急対策について</p> <p>資料5 土砂災害警戒区域の指定に伴う区の対応について</p> <p>資料6 区立小中学校等体育館への冷暖房の設置について</p>

審 議 経 過

1. 開会

事務局（危機管理担当課長）：

会長の高野区長であるが、中国の西安市に出張中であるため、呉副区长よりご挨拶申し上げる。

会長代理（副区长）：

本日は年度末の大変お忙しい中、平成30年度の豊島区防災会議にご出席いただき、感謝申し上げます。これより、平成30年度の豊島区防災会議を開会する。この3月で、東日本大震災が発生してからちょうど8年となる。先日、津波被害で途切れていた三陸鉄道リアス線が全線開通したが、被災地では未だに復興が続いている。防災対策・復興対策というものは、一度に完成を目指すことは難しく、長い時間が必要であり、あらためて、少しずつでも対策を進めることが大切であると感じた。

振り返ってみると、平成30年度はこれまで以上に災害が多い1年であった。6月には震度6弱を記録した大阪府北部地震、7月には西日本豪雨、8月は災害級と言われた酷暑、9月の北海道胆振東部地震など、日本各地に大きな被害をもたらした。こうした災害を受け、豊島区では避難所となる区立小中学校等の体育館への冷暖房設置やブロック塀対策などに緊急的に取り組んだ。

今回の地域防災計画の修正は、国や東京都の取り組みを踏まえ、平成24年5月に策定した「豊島区業務継続計画」を改定し、災害時に区が優先して実施しなければならない業務を明確にして、災害時における区の業務継続体制を強化した。また、東京都や指定公共機関など、防災関係機関の皆様の最新の防災対策を反映させた。本日、委員の皆様よりご意見をいただき、地域防災計画をまとめていきたい。

豊島区では、現在開催中の東アジア文化都市、来年の東京オリンピック・パラリンピックに合わせて、災害時には帰宅困難者を受け入れる Hareza 池袋や、区全体の防災拠点となる造幣局跡地防災公園を整備し、平常時の文化・にぎわいの拠点とともに、災害に強いまちづくりを推進していく。国内外から多くの人を訪れ、世界に文化と安全・安心を誇れる国際アート・カルチャー都市の実現に向けて、引き続き皆様のご協力をお願いする。

事務局（危機管理担当課長）：

本日の防災会議であるが、豊島区防災会議条例第3条第4項に基づき、事前に高野区長より会長の職務代理として、呉副区长が指名されている。これからの進行については、呉副区长にお願いする。

2. 議事

「豊島区地域防災計画（平成30年修正）について」

会長代理（副区長）：

それでは議事に移る。事務局より資料の説明をお願いします。

事務局（危機管理担当課長）：

資料2について説明

会長代理（副区長）：

只今、事務局より説明があった地域防災計画の修正案について、ご意見・ご質問等があればお願いしたい。

委員A：

資料2の4ページ。「住民の役割」ということで、新規に追加された項目が様々あるが、基本的に地域の住民は小中学校を救援センターとして集まることに計画上なっているが、ここで言う地区防災計画の範囲はどのように捉えたら良いのか。それからもう一つ、区は地区別の防災計画を作る際には支援する、となっているが、例えば6町会集まって話し合っても防災計画を作り上げるというのはなかなか難しいと思うので、区でひな形を作っていて、それに合わせて検討することができないかと思った。区の支援というのは、そういったものを作っただけということか。そのうえで、地域で計画を作る、と考えてよろしいのか。

事務局（危機管理担当課長）：

まず、地区の範囲であるが、災害対策基本法には地区の範囲は定められていない。例えば町会であったり、あるいは救援センターの範囲で作っていただいたり、それは地域の皆様のご判断でエリアを決められるという制度である。ただ、今委員がご指摘のとおり救援センターごとに協力し、訓練等を実施してきた経緯があるので、まずは救援センター単位での地区というのが基本のエリアになるのかと考えている。続いて支援策であるが、こちらについては地区防災計画といっても、最初から難しいことを書き込もうとするのではなく、例えば救援センターの運営の役割を具体的に決めたり、あるいは要配慮者の皆様の安否確認を誰がどのようにやるのか等、皆様でまず合意できた内容から少しずつ計画として位置付けることは可能。また、委員がおっしゃったように、ある程度ひな形が必要ということであれば、区の方でもそういった対応について検討していきたい。

委員A：

ありがたい。発災時の行動を起こす際、プライオリティを付けて優先順位をチェックするようなマニュアル的なものが一つ用意されたらいいのかなと思っている。もちろんある程度落ち着いた段階ではできるだろうが、パニック状態の時に何をしなければいけないかということを救援センターの運営調整会議で相談して決めるというのは難しい。町会ごとにやるのか、あるいはチームを編成してやるのかわからないが、今言われたように、安否確認を最初にやる等いろいろな順番があるかと思うので、そういったものをマニュアル化し、防災計画の中に一つ加えていただいたらどうかと思う。

事務局（防災危機管理課長）：

補足させていただく。今マニュアルという話が出たが、現在、救援センターの開設にあたっては、共通の救援センター開設標準マニュアルというものが整備されているところ。また、補助救援センターとなる区民ひろばにおいても、補助救援センターの開設マニュアルというものを区民部の方で整備している状況。さらに、例えば救援センターによって、施設・地域の特性というのは様々であるので、現在、救援センターの開設訓練を通じて、その訓練で得た反省点・教訓をもとに、救援センターごとのマニュアルができないかということで、そちらの反省点・教訓を整理し終えた順に、補助的なマニュアルを救援センターごとに作ろう、という動きになっている。

委員B：

今回の修正の中に、隣接区との平常時における防災訓練、また、災害発生時の連携対応等は取り組まれていないのか。先ほどの地区防災計画とも大きく関係すると思うが。そのあたりの、隣接区との連携はどのようにになっているのか。

事務局（防災危機管理課長）：

訓練の具体的なやり方等を、地域防災計画に反映させるまでには至っていない状況。ただ、訓練の根幹になるのは、やはり地域単位で行われる地域防災訓練であろうという認識を強く持っている。今までのやり方が正しいのか、地区の特性に応じて、例えば地域の中で動きがあるような訓練、そういった地域の特性に応じた訓練を、それぞれ工夫しながら実施していくという方向で、2019年以降は力を入れていきたいと考えている。

委員B：

区境にお住いの豊島区民も相当数いらっしゃるので、日頃からそういった連携が図られていないと、実際の生活実態は区境関係なく生活しているので、そのあたりも考えたうえで、具体的な支援ができるようにしていくことが必要かと思うが、そのあたりはどのように認識しているか。

事務局（防災危機管理課長）：

隣接区と接している地域は当然あるわけで、そういう場合は避難所ではなく広域の避難場所を共有していることもある。そういった意味では、他区との連携を考える必要がある。いずれにしても、地域の特性を踏まえた形で、より良い訓練となるよう検討してまいりたい。

会長代理（副区長）：

補足させていただく。本日ご説明した地区防災計画という制度は平成25年に国の法律・災害対策基本法が改正されたことによりできた新しい制度であるが、今回の本区の地域防災計画にも初めて位置付けをして、まだ作ってあるところはないが、これからそういったことを後押ししようということで本日ご説明をしたところである。本日ご指摘いただいたことも含め、区内の地区ごとに、そういった地区ごとの事情が反映されるよう、区としても様々な形で支援していくので、引き続き

ご指導いただきたいと思う。

委員C：

防災危機管理課で出している災害時の要援護者と避難行動要支援者の名簿がある。あれは今、様々なところに、例えば町会の防災組織や民生委員、区民社協、それから警察・消防等に配っているが、あの名簿についてはやはり防災危機管理課が町会なり何なりに行って説明をする必要があるのではないか。そうでないとそのまま、個人情報としてしまっている状態では皆さん手を付けられない状態にあるので、もう少し丁寧に、いいことが書いてあるので、きちんと出向いてしっかりと町会とかそういったところに説明をする必要があるのではないか。ただ渡してお願いします、ではまずいと思うが、いかがか。

事務局（防災危機管理課長）：

要援護者名簿であるが、昔の手上げ方式から改正になり、名簿への掲載を望まない方以外は、地域共有名簿ということで地域の方にお配りして活用していただくために配付しているもの。確かにその名簿の活用についてどうあるべきかについては、個人情報の取り扱いもあり、なかなか具体的な活用策については試行錯誤しながら検討しているのが現状。ただ、いざという時に役に立たないと名簿を作った意味がないので、例えばモデル的にその名簿を活用し、防災対策としてどのような形が有効か、ということについて動き出している地域もあるので、そういった事例を紹介するような形で、もう少し具体的かつ有効に活用する方策をこちらの方でも今後検討していきたい。

委員C：

ということは、そちらの方からいろいろと事例なり何なりを出してくるまでは、そのままにしておいていいということか。

事務局（危機管理監）：

今ご指摘いただいたように極めて重要なことであり、我々も名簿を作ってお渡ししたから終わり、とは考えていない。どのようにするか、ということについては、今後の検討課題であるが、有効に活用し、災害時要援護者が、災害時に本当に困ったときに皆さんで共助として助け合えるような体制を検討したい。区政連絡会等の場を通じてご説明もさせていただく。

委員C：

名簿は平成29年11月に出されている。その中には情報交換をすると書いてある。それをやっていない。放っておいている状態。これは近々にやるべきでないか。地震等は近いうちに来ると言われている。対応が遅いと思うのだがいかがか。

事務局（危機管理監）：

ご指摘のとおりである。早急に対応させていただく。

委員D：

修正案を読むと、救援センターの開設期間は発災後7日間となっているが、それ以降の支援がないというのは大変困る。聴覚障害者の場合、2日や3日くらいはなんとかできるが、1週間やそれ以上は支援がないと厳しいと思う。前と同じような体制にして欲しい。

事務局（危機管理担当課長）：

今回の修正で7日間とさせていただいたのは、災害対策本部との連絡や救援センター間の調整にあたる区の管理職の地域本部長としての任命期間であり、それ以降、区の職員がいなくなるということではない。

会長代理（副区長）：

本日様々なご意見をいただき、取り組まなければならない課題も多く見つかったが、他にご意見等がなければ、本日の修正案は一旦これでご承認をいただきたいと思うが、いかがか。

～拍手～

会長代理（副区長）：

感謝申し上げます。これで議事を終了し、報告事項に移る。

3. 報告事項

（1）豊島区業務継続計画の改定について

会長代理（副区長）：

報告事項の1つ目「豊島区業務継続計画の改定について」事務局より資料の説明をお願いします。

事務局（危機管理担当課長）：

資料3について説明

会長代理（副区長）：

只今、事務局より説明があった業務継続計画の改定について、ご意見・ご質問等があればお願いしたい。

～意見なし～

（2）平成30年6月大阪府北部地震に伴うブロック塀等の緊急対策について

会長代理（副区長）：

続いて、2つ目の報告事項「平成30年6月大阪府北部地震に伴うブロック塀等の緊急対策につ

いて」事務局より資料の説明をお願いする。

事務局（危機管理担当課長）：

資料4について説明

会長代理（副区長）：

只今、事務局より説明があったブロック塀等の緊急対策について、ご意見・ご質問等があればお願いしたい。

～意見なし～

（3）土砂災害警戒区域の指定に伴う区の対応について

会長代理（副区長）：

続いて、3つ目の報告事項「土砂災害警戒区域の指定に伴う区の対応について」事務局より資料の説明をお願いする。

事務局（防災危機管理課長）：

資料5について説明

会長代理（副区長）：

只今、事務局より説明があった土砂災害警戒区域の指定について、ご意見・ご質問等があればお願いしたい。

委員E：

場所は小さいが、豊島区でこんなにもたくさん指定されたということで、建物の中からだとなかなか現状がわからなかったが、説明を聞いてあらためて認識した。今、最後に説明があった点についてだが、避難場所の確保ということで、雨が降るということを前提にしていることから、救援センターを開設して早く避難してもらおう、ということだと思う。これには雨の状況もあるので、特別警報が出た場合には、おそらく雨の中の避難は難しい状況かと思う。特にこの特別危険が予想されるような地域は、もう少し前段階、場合によると注意報の段階で高齢者の方等には避難をしてもらうということが必要になる。もう一つ、最近の災害で人が亡くなっているのは、ほとんどが夜中。天気の状態によって、今夜の深夜12時くらいが一番危ない、という場合には、早め早めに避難をして救援センターで過ごしてもらおうという措置を講じていかないと、なかなか人の命を守ることはできない。今の気象情報は非常に精度が高いので、それを前倒しで運用するということをお願いしたいと思う。

事務局（防災危機管理課長）：

ご意見いただき、ありがたい。先ほど目安となる気象状況を申し上げたが、やはり国のガイドライン等でも早めの避難行動を呼びかけるといったことが記載されている。空振りを恐れず、避難の状況等についての的確に誘導できるよう対応を取っていきたい。

委員F：

傾斜地の場合に何か警告をするような装置みたいなものはあるのか。地すべりがどの程度発生しやすいか等を自動的に計測して警告するというような。あるかどうかはわからないが、お伺いしたい。

事務局（防災危機管理課長）：

例えば神田川の水位に関しては、連動しているようなシステムがあるが、地すべり等に関してそういうものは設置していない。

委員F：

エリアが大きいとなかなか計測するのも難しいと思うが、豊島区の場合、エリアが小さい区域にあるような印象を受けるため、警報が出る前に、その地域の住民が「ここを見ていれば大丈夫」的な、そういったツールがあるといいのかな、と思ったため質問した。思いつきで申し訳ない。

事務局（防災危機管理課長）：

気象庁と東京都が所管している土砂災害警戒のメッシュ情報というものがあるが、それを例えば区のシステムに取り込めないか等の検討はしている。なるべくきめ細かな情報を正確に住民の皆様に伝えられるよう、情報の精度を上げるため様々な形で検討してまいりたい。

委員F：

ありがたい。ただ、私が思うのは与えられた情報で行動するのではなく、自分で行動できるような何か目安的なものがあればいいと思うのだが。

会長代理（副区長）：

ご指摘ありがたい。この土砂災害というのは、どの程度の雨量だと危険性が高まるのか、といったことを予測するのは少し難しいと思うが、情報を収集・研究したりして、どのような体制を取るかについては検討してまいりたい。

委員H：

恐らくご質問の趣旨は、斜面に杭を打ってピアノ線を張り、地面が少しずれ出すとそれが張る、そこにセンサーを入れておくことで、地面が動き出したということがわかる。そういったことをすればピンポイントでこの斜面が危ない、ということがわかる。将来的にそういったことをするのか、

という趣旨かと思う。私は、将来的にはそういったことを実験的にやるべきかと考えているが、ただ、多くの斜面地が一般の狭い宅地の中にあったりすると、なかなか測るのも難しいと思うので、もし実験的にやるのであれば、この学習院大学と千登世橋中学校の裏の斜面などの1、2か所で少し実験をしてみてデータを積み上げる、といったところから始めるといいと思う。もちろん相手方の了承も必要であろうし、誰かがそこに入ってきて足で蹴飛ばした、といったことも起こり得るので、少し実験してみるといったことが、来年度以降検討できればいいかと思っている。

事務局（防災危機管理課長）：

ありがたい。只今、学習院大学という話があったが、ちょうど千登世橋中学校の上が学習院大学の斜面であり、学習院にも伺い、どんな対策が取れるか協議を始めたところ。ご意見等を参考に、どんな対策ができるか研究を進めてまいりたい。

（４）区立小中学校等体育館への冷暖房の設置について

会長代理（副区長）：

最後の報告事項「区立小中学校等体育館への冷暖房の設置について」事務局より資料の説明をお願いします。

事務局（施設整備担当部長）：

資料5について説明

会長代理（副区長）：

只今、事務局より説明があった冷暖房の設置について、ご意見・ご質問等があればお願いしたい。

～意見なし～

会長代理（副区長）：

ご意見等がなければ、以上で報告事項を終了する。

4. 情報交換

会長代理（副区長）：

続いて情報交換に移る。情報交換では、あらかじめ何名かの方に情報提供をいただけないかということをお願いをしている。まず、警視庁第五方面本部様よりお話をいただきたいと思う。

委員（警視庁第五方面本部長代理）：

皆様方には日頃より警察業務にご理解とご協力をいただき、この場を借りて厚く御礼申し上げます。ご指名をいただいたので、災害発生時の地域の共助体制の更なる構築に向けた豊島区内三署、巣鴨・

池袋・目白警察署の取り組みの中で、2点ほどご紹介をさせていただきたいと思う。

1点目は災害に強いまちづくりに向けた取り組みについて。豊島区内の町会・自治会、また、事業者、商店街、学校のほか、青年会や婦人部会、各公共団体など、様々な地域の皆様に地域版パートナーシップにご参画をいただいている。警視庁管内全体で現在7,800団体の参画をいただいている。この地域版パートナーシップへの参画をお願いし、共助の輪を広げるとともに、地域の絆をさらに深め、災害に強いまちづくりを推進している。また、三署において町会等の地域で行われる訓練を計画する場合には、できる限り各防災機関、豊島区をはじめ、消防、公共交通機関等に参加の呼びかけをさせていただき、例えば消防には救命措置や消火訓練などを実施していただいたり、また、豊島区には、防災に関わる講話を行っていただいたり、関係機関と合同で行うことによって、一層効果的な訓練となるので、引き続き関係機関の皆様にはご理解・ご協力をお願いする。

2点目であるが、学生ボランティアである。警察では学生ボランティアの育成に取り組んでいる。豊島区内にも多くの学校がある。発災した場合に直ちに学校及び自宅周辺、避難所などで共助の力を発揮してもらうためにも、若い学生たちの力を活かしていくということが非常に重要であると考えている。一つご紹介させていただくと、去年は東日本大震災から7年目であったが、去年の春に目白警察署が音頭を取らせていただき、関係機関の皆様にお声がけし、語学支援ボランティアを活用した関係機関合同の研修会を実施したところ。巣鴨警察署においても各種ボランティアと連携した避難訓練、防災講話などを適時実施させていただいた。また、池袋警察署においては、これは警察主導であったが、防災とボランティア週間において、各種広報活動・キャンペーン活動を実施した。参加した学生の方々には積極的にディスカッションをしていただいたが、学生の方々の防災に対する意識の高さに非常に驚いたのと同時に、心強く頼もしく感じた。こういった研修会などを通じて、学生個々の自助・共助の精神をさらに醸成し、地域の新たな防災力になってもらうことを目指している。今後も防災活動に参加意思を有する学生に対し、大学や専門学校と連携して防災研修会や訓練等への参加について働きかけをさせていただき、さらに施策を推進してまいりたいと思うので、ご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、施策の中で特に力を入れて取り組んでいることについてご紹介をさせていただいたが、大地震による被害を少しでも少なくするためには、地域の皆様と関係機関との協力・連携が必要不可欠となっている。今後も様々な取り組みにおいて、ご協力をお願い申し上げます。大地震が発生した時に安否確認、また、救護活動等には地域の絆が必要不可欠となる。また、地域の絆が深まるということは、防災対策だけでなく、防犯対策においても大きな力を発揮すると考えている。地域の方がお互いに声を掛け合うことによって、身近な空き巣被害であるとか、最近横行しているお年寄りを騙す振り込め詐欺、こういった犯罪の撲滅にも多大な効果があると思っている。どうか地域のコミュニケーションが希薄な現代・昨今において、今後も地域と行政、そして関係機関が連携して防災対策に取り組み、皆様と一緒に安全・安心なまち豊島区を作ってまいりたいと思う。引き続き、よろしくようお願い申し上げます。

会長代理（副区長）：

感謝申し上げます。続いて、東京消防庁第五消防方面本部様、よろしくようお願い申し上げます。

委員（東京消防庁第五消防方面本部長）：

消防からは阪神淡路大震災等の大都市直下型の震災からの教訓ということで、平成7年1月に私も現場へ行って調査などをしていたので、神戸市で見聞きしたことも含め、現在進めている対策などについて述べさせていただきます。

阪神淡路大震災では消防車が現場に到着するまでかなりの時間がかかった。通常、緊急自動車であれば3～4分で行ける場所に1時間以上かかった、ということもあった。道路上の障害物、看板、ビルから落ちてきた物、あるいは自動車など、そういった障害物で消防車がなかなか前に進めない、ということがあった。そういった場合には、可能な限り消防車が到着するまで、あるいは消防車が入れない場所については、可搬ポンプ等で消火を試みる。また、道路を切り開いていく・啓開するための重機等を確保するため、建築業者と協定を結んでいるが、建築業者も被災することがあるので、東京消防庁では、都内5か所にあるハイパーレスキュー隊、この近くでは足立区新田にあるが、そういったところに重機を配備している。また、消防署自体も被災するということが阪神淡路大震災の時にあり、消防署の車庫のシャッターが開かず、消防車が出ていけないということがあったため、消防署も軽量シャッターに変えて、いざという時はエンジンカッターでシャッターを切って出動できるようにしている。

次に出火や延焼の危険についてであるが、実際に豊島区地域防災計画にも記載されているが、出火件数が8件で、1,400軒余りが焼失するという想定になっている。水道管が地震で壊れて消火栓が使えないというようなことも想定されるため、可能な限り防火水槽を確保したり、あるいはプールを使用し、なくなったらそこに充水する、あるいは河川等から給水するため、スーパーポンパーを装備した車を投入し、大量の水を送水する、といった対策を検討している。また、遠距離送水する際、実際に神戸でもあったが、通行する車にホースを踏まれて破断し、ホースを取り替えなくてはならないということがあった。そういったことがないように、ホースの並べ方、延長の仕方を消防団の方と連携しながら対応している。また、豊島区の防災公園にも消火用の深井戸を掘る予定である。

また、火事があり、住民の方々がその場にいれば、すぐそこで火を消し、それ以上燃え広がらないという状況でも、地域がもぬけの殻になってしまうと、そこで出火したことに誰も気付かず、延焼してしまうということがある。そうすると火災はどんどん広がってしまうので、震災時は安全を確保したうえで、地域に見張りというか、出火したら消せるような態勢を取ることも考えていただきたい。そういったことを実践している地域は、火災が燃え広がらなかったという実績もある。神戸では、工場の自衛消防隊が近隣の住宅密集地の火災を、工場内の貯水槽からホースを延長して消火し、水がなくなったら井戸から給水して、ということをして10数時間続け、地域の延焼を食い止めたという事例もあった。また、住民自体や通行人も含め、100人も人間の人間が防火水槽からバケツリレーをして、約50メートル離れた出火を食い止めたということもある。そういったこと事例も踏まえ、それぞれの共助を進めていただければと思う。

また、阪神淡路大震災では、最初の地震の揺れの一撃で木造住宅が倒れ、1階部分にいる人たちが下敷きになるという事態が起き、地震発生と同時に100回線以上ある119番の回線が全て埋まってしまった・受信状態になってしまったということもあり、消防署に直接駆け込んで周囲の住民が通報してきたり、あるいは現場で消火中の署員を住民の方々が捕まえてこっちに來いと連れて

いこうとした、ということがあった。そういった方に、こうやって救出すればいいということを教え、救出を促したということもあるので、先ほど委員からも防災訓練をしっかりやっていこうという話があったが、簡易救助器具等を活用して倒壊家屋から救出する要領を訓練していただければと思う。今後ともご支援をよろしくお願い申し上げます。

先ほど委員がおっしゃっていた土砂災害関係の装置であるが、JRなどには線路内に土砂が落ちてこないように機器を設置している。そういったところに聞いてみるのも一つ手かと思う。

会長代理（副区長）：

感謝申し上げます。続いて陸上自衛隊第一師団第一普通科連隊第二中隊様、よろしくお願い申し上げます。

委員（陸上自衛隊第一師団第一普通科連隊第二中隊長）：

本日は首都直下地震の際の、陸上自衛隊の部隊の行動推移をお話しさせていただく。まず、震災発生後直ちに、豊島区に2名の連絡員を派遣する。発災2時間後であるが、約30名を豊島区に派遣し、即時救援活動を実施することが可能。12時間後であるが、静岡県御殿場市に所在する約1,000名の部隊が、豊島区及び豊島区周辺の3区に派遣され、甚大な被害のあった地域を重点的に、救援活動を実施する。東日本大震災でも同様であったが、陸上自衛隊という組織として、首都直下地震に際しても、全国の陸上自衛隊の部隊がこちらに派遣される。そのためにも、我々としても区との連携を強化し、防災訓練等の活動にご参加いただいている。引き続き、連携強化を図っていきたいと思うので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

会長代理（副区長）：

感謝申し上げます。最後に、明治大学教授よりお話をいただきたいと思う。よろしくお願い申し上げます。

委員（明治大学教授）：

冒頭のあいさつにもあったが、昨年は災害が非常に多く発生した年だった。その中でも最初に発生した災害として、大阪北部地震があったと思う。6月の中頃であるが、震度6弱ということで、実はあまり被害はなかった。全壊が18棟ということで、阪神淡路大震災の全壊は10万5千棟であるから、遥かに桁が違う。半壊も517棟で、一部損壊で4万棟。18棟しか全壊していないのに6人の方が亡くなっている。その6人のうち、5人が高齢者だった。そういった意味で、この災害を知った時、これから高齢社会を迎える日本にとって、ある種の課題を示しているのではないかと思った。あらためて感じたところをお話しさせていただこうと思う。

6人のうち2人は屋外で亡くなっている。6人のうち1人は小学校4年生の女子生徒。自分の学校のブロック塀が倒れて亡くなられた。もう1人屋外で亡くなられた高齢者は、小学校の子どもさんたちの通学路に立って、交通安全確保をする高齢者で、倒れた万年塀によって命を落とした。それを受けて、豊島区でも先ほどご案内があったように、ブロック塀の安全化・撤去ということに取り組んでおられるが、公共施設についてはかなり対策が進んでいるが、民有地・民間の皆様のプロ

ック塀についてはほとんど動いていない。

震災によるブロック塀の被害というのはどういうことなのかあらためて考えてみると、一つ目の問題としては、実はブロック塀が倒れて亡くなった2人は、ブロック塀の所有者ではない。学校が子どもの加害者となった。万年塀を持っていた方も通りかかった人の命を奪ってしまった。損害賠償で済む話ではないが、そういう対応も考えなければならないのがブロック塀の問題。「私はもう歳だから、家で死んだら本望だ」と言って、耐震改修に応じない高齢者が多いと言われているが、ブロック塀は加害者になって、あなたの問題ではなく、否応なく責任を取らなければならない事態になる、ということをもう一度考えなければならない。是非、区内でもブロック塀をなくして、かつこれをフェンスにすれば空き巣が入っても通りから見えるので、空き巣は落ち着いて仕事ができないはず。ブロック塀であれば高ければ高いほど、中へ上手く忍び込んでしまえば外から見えないため、ゆっくり仕事ができる。そんなことも含めると、ブロック塀をもう少し撤去し、ブロック塀でなくフェンスにして、そこにつるバラでもあれば素晴らしい通学路になると思う。

残りの4人の高齢者は全壊の家で亡くなったわけではない。半壊でもなく、多くの方が一部損壊。外からはほとんど被害がわからない、この家は大丈夫だったんだと思われる家の中で、家具が転倒してその下敷きになった。もしくは、たまたま運悪く階段を歩いていて滑り落ちて亡くなった。なぜそれに気付かなかったかということ、午前8時の地震であったため、同居している若い世代は仕事に出てしまい、高齢者が1人家に残って被災してしまうと、そういった事態に夕方まで気付かないため。そういった意味では、家の中の安全確保を進めないといけない。家具の固定、あるいは階段に手すりを付けて滑り落ちる時に手を伸ばすことで命を守る。日常的にも事故が一番多いのは階段である。そういった屋内の安全確保を進めなければいけないということであらためて感じた。

同時に、なぜ隣の人が声をかけなかったのだろうか。外から見るとほとんど被害がないので大丈夫だと思ったが、あの人が出てこない、声が聞こえてこない、といったことに気が付ければ、玄関を叩いて入っていき、タンスや本棚の下敷きになっていたとしても、まだ生きていたかもしれない。そういった念のため声がけということができないほど、隣近所の関係が希薄になっているのかと思う。先ほど警視庁あるいは東京消防庁から共助・近隣関係が大事だ、というお話をいただいた。まさにその問題が、地震被害としては軽微でも人の命が奪われる、しかも高齢者の命、ということをお阪北部地震は我々に突き付けたような気がする。そういった意味で2つやらなければならないことがある。

1つ目は高齢者ほど、まず自助で家具を固定する、階段に手すりを付ける。そういった自助の余裕が隣近所に声をかけるという共助を生み、もし事故があっても早めに発見して早めに処置をして命を守ることができる。そういう高齢社会ほどご近所・共助が重要。ご近所の「ご」は互助の「互」である。助け合うということ。それを誰がやるかということ、災害時は隣近所しかいない。お互いに近くで助け合うという「互近所」を実践できるような豊島区にしていなければならないと思う。そうしたことを行政はバックアップしてくれるはず。しかし、行政が代わりに「互近所」はできない。本日町会の代表の方を含め、たくさん区民の方がおられるわけであるが、区民がやれることをやり、行政がそれをしっかりとバックアップすることで、災害に強い豊島区が出来上がってくるのではないかと思う。そんなことを大阪北部地震からあらためて感じた。

会長代理（副区長）：

感謝申し上げます。皆様方から貴重な情報提供、あるいはご提言をいただいた。誠にありがたい。
最後に事務局より事務連絡をさせていただく。

事務局：

本日は、豊島区地域防災計画の平成30年修正についてご承認をいただき、誠にありがたい。この内容は製本し、委員の皆様にお送りさせていただく。また、地域防災計画や防災の取り組みに関して、本日の会議で発言できなかったご意見・ご提案等があれば、机上に配付させていただいた意見シートにご記入いただき、4月10日（水）までに事務局あてお送りいただきたいと思います。その内容を反映し、製本させていただく。

会長代理（副区長）：

以上をもって、平成30年度第1回豊島区防災会議を閉会する。

会 議 の 結 果

議事

「豊島区地域防災計画（平成30年修正）について」了承